

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第39回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成21年9月8日（火）13：30～17：30

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，奥田昌道（委員長），富越和厚，中田裕康，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成21年9月の新任判事補候補者について
- ・ 平成22年4月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回の予定等について

#### （3）その他

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成21年7月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及び最高裁判所における審議結果並びに出向からの復帰候補者で復帰時期を調整していた者についての

最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成22年4月期の弁護士任官候補者、平成21年9月の新任判事補候補者及び平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月3日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月13日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による、具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する、その際には、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、これまでと同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、

このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

なお、上記確認については異論の意見も出されたが、今回は従前どおり周知依頼することとされた。

- ・ 平成21年9月の新任判事補候補者について

庶務から、9月3日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。

作業部会の検討結果を踏まえて、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名候補者7人全員について指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成22年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。

庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、11月13日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、12月1日（火）午前10時から開催され、平成22年度上半期の再任（判事任命）候補者及び同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

また、次々回の委員会は、12月18日（金）午前10時から開催され、新司法修習を終了した者（新62期）から判事補への任官希望者について審議することとなった。

(3) その他（○：委員，●：庶務，▲：説明者）

○：委員会において検討を要すると考えられる事項として、3点申し上げる。①最近の委員会議事要旨はまとめて記載されていることが多く、どのような意見交換がされてそのようになったかについて、分かりにくいという印象を持っている。指名諮問委員会において、制度論や運用について意見交換をした部分については、当初の当委員会の議事要旨で記載されているように委員長・委員・庶務・説明者の誰が発言したか分かるように印を付け、またできるだけ各人の意見が分かるように具体的に記載すべきである、②判事任命（再任）候補者の情報収集について、特に大庁・中規模庁では、その候補者とあたる確率が少ないこと、事件を担当しても、半年以内で終了するのは欠席判決・事実上争いのない判決や前任者が終結近くまで進めた事件で、転任してきたばかりの者の情報にはなりにくいこと、また、当事者の意見が対立している事件を、どう公正に進行し判断するかということを経験しないと、外部情報を提供できるものではないことを踏まえると、平成22年上半期の判事任命（再任）候補者につい

て、今年4月以降に現任地に転任している者が多く見られ、これらの者については情報提出まで半年程度しか現任地の実績がなく、現任地では弁護士や検察官からの外部情報が集まりにくいと考えられることから、今年4月以降の転任者については一律に前任地にも情報収集を依頼すべきである、③平成22年上半期の判事補から判事への任命候補者中、裁判所外部の経験をしていない者が数十名存在する。裁判所外部の多様な経験を積んだことが判事指名の検討の上で重要な考慮要素となるので、判事補の経験の多様化についての推進状況について、近い時期に最高裁から説明を受ける機会を設けるべきである。

- ：（①について）議事要旨については、個別の候補者に関する審議内容等に関しては人事に関するものという性質上、公開するのに適当ではないので、具体的な記載はしていないが、委員会の一般的な手続・基準に関する議事については、そのポイントをわかりやすく記載するように心がけており、議事要旨への記載が相当と考えられる制度的問題等の提起がされた場合には、庶務としては、きちんと漏らさずに記載するようにしたい。各委員においても、自身の発言について特に議事要旨に記載してもらいたいと考える場合には、事前にその旨指摘していただきたい。
- ：（②について）現任庁に異動後間もない異動者については、対応する庁会に情報受付の周知依頼をしたのでは的確な情報を得られる可能性が極めて低い場合には、前任庁に対応する庁会に周知依頼をすることがないわけではない。もっとも、第5回委員会においては、直前に異動してきた者については重点審議者を振り分ける際に特に注意深く検討することとされていることから、4月以降の異動者をすべて対象とするなど、異動後の期間を設定して一律に前任庁対応庁会への情報収集を行うのではなく、当委員会で個別の事例について検討し、必要に応じて前任庁対応の地域委員会に対しても情報収集を依頼することと整理されており、実際に従前から重点審議者の振り分けを行うに際しては、このような趣旨を踏まえて、異動後間もない候補者について現任庁以外の庁での問題指摘があった場合等には、重点審議候補者として前任庁に意見照会を行うよ

うな運用が図られていたと考えている。

○：重点審議者の振り分けの問題ではなく、候補者に問題があるかどうかにかかわらず、外部からの情報を、いかに広く拾うかについて意見を交換したい。

○：従前の委員会で検討した上で決定され、実践されてきた方針について突然変えるというのは、制度運用の安定の観点から望ましくないのではないか。

○：今日は時間が超過しているので、実際に集まった情報をもとに次回以降具体的に意見交換したい。

▲：（③について）判事補から判事への任命候補者の裁判官は、司法制度改革審議会において、判事補に多様な経験を積ませることが求められた当時、既に任官後数年を経ていたことから、その後現在までに、全員に外部経験を積ませることができなかったものであり、制度定着までもう少し長い目で見えていただきたい。判事補の経験の多様化の推進状況について、説明することは可能である。

以 上